

○疑義照会回答（国民年金 保険料）

1. 国民年金保険料免除理由該当・消滅届…………… P 1 整理番号 1～4
2. 国民年金保険料免除申請書…………… P 4 整理番号 1～11
3. 国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書…………… P 9 整理番号 1～2
4. 国民年金保険料学生納付特例申請書…………… P 10 整理番号 1～2
5. 国民年金保険料還付請求書…………… P 11 整理番号 1～2
6. その他…………… P 12 整理番号 1

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理番号	質問		回答
			案件	照会に関連する法令、条文 内容	
	国民年金保険料免除理由該当・消滅届	1	生活保護による法定免除について	国民年金法第89条第2号、国民年金法施行規則第74条第1号 生活保護法第26条	<p>次の事例について、国民年金法第89条第2号による法定免除の取扱いをご教示願います。</p> <p>1. 生活保護の生活扶助及びその他の扶助を受給していた方が、生活扶助を受給しなくなり、引き続きその他の扶助を受給している場合は、法定免除に該当しますか。</p> <p>2. 全ての扶助を受給しなくなり、生活保護の「廃止」ではなく「停止」となった場合は、法定免除に該当しますか。</p> <p>生活保護に係る法定免除については、国民年金法第89条第2号に規定されており、法定免除となる援助については、同法施行規則第74条第1号に「生活保護法による生活扶助」と規定されています。</p> <p>生活保護については、その当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって支給額が決定されています。生活保護受給者に収入がある場合は、生活扶助から順に住宅、教育、介護の各扶助に充当させその最低生活費との不足額について支給額が決定されています。</p> <p>生活保護の「廃止」については、①保護世帯の定期収入の恒常的な増加、または、最低生活費の恒常的な減少により、以後特別な事情が生じない限り保護を再開する必要がないと認められる場合、②保護世帯の臨時的な収入の増加、または、最低生活費の臨時的な減少により、以後概ね6ヵ月を越えて保護を要しない状態が継続する場合は基準として示されています。この場合は、法定免除については非該当になります。</p> <p>次に「停止」については、①保護世帯の臨時的な収入の増加、または、最低生活費の減少等により、一時的に保護を要しない状態にあり、概ね6ヵ月以内に再び保護を要することを予測される場合、②保護世帯の定期収入の恒常的な増加、または、最低生活費の恒常的な減少により、保護を要しないと認められるが、この状態が今後継続するかの確実性がないため、生活状況の経過を観察する必要がある場合が基準とされています。この場合、保護の一時的な中断であることから、引き続き法定免除に該当することになります。</p> <p>よって、1.の場合は、一時的に生活扶助を受給していない場合であることから法定免除に該当します。</p> <p>次に、2.の場合は、一時的に生活扶助が停止された場合であっても、ある時期が到来すれば生活保護が必要となることが予見される場合に行われる保護の一時的な中断であることから、引き続き法定免除に該当します。</p>
	国民年金保険料免除理由該当・消滅届	2	障害等級3級に該当しなくなったまま3年経過したため法定免除が非該当になった方が、再び障害等級3級に該当した場合の取扱いについて	国民年金法第89条第1号 国民年金法施行令第6条の5第1項第1号、第6条の5第2項 平成6年11月9日庁保険発第35号	<p>国民年金法第89条において、障害等級3級に該当しなくなったまま3年経過した方は、法定免除が非該当になるとされていますが、その後、再び障害等級の3級に該当した場合は、法定免除に該当するのをご教示願います。</p> <p>障害等級3級に該当しなくなったまま3年経過したことにより法定免除が非該当になった受給権者が、再び障害等級3級に該当したことにより障害厚生年金等の支給が再開された場合においては、法定免除に該当しません。</p> <p>国民年金保険料の法定免除については、国民年金法第89条第1号に「障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であって政令で定めるもの受給権者…であるとき。」と規定されており、「政令で定める」とは、同法施行令第6条の5第1項第1号に「被用者年金各法による障害厚生年金又は障害共済年金（障害の程度が第4条の6に定める障害の程度に該当する者に支給するものに限る。）」と規定され、同法施行令第4条の6関係の別表には障害の程度は1級及び2級とされています。</p> <p>国民年金法第89条第1号括弧書きには、「（最後に厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態…その他の政令で定める者を除く。）であるとき。」と規定されており、その政令で定める者とは、国民年金法施行令第6条の5第2項に定められており、その者については法定免除から除きます。</p> <p>なお、「国民年金法等の一部を改正する法律等による改正後の国民年金法等の施行について」（平成6年11月9日庁保険発第35号）には、「障害等級に該当することなく3年を経過した障害基礎年金等の受給権者は、保険料の納付を要</p>

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
						<p>することとされた」ことが記載されています。</p> <p>上記から、法定免除が非該当となった障害基礎年金等の受給権者が再び障害等級3級に該当したとしても、国民年金法施行令第6条の5第1項第1号に規定する同法施行令第4条の6に定める障害の状態（別表）に該当していない場合は、法定免除に該当しません。</p>
	国民年金保険料免除理由該当・消滅届	3	外国人にかかる国民年金法第89条第2項の適用について	<p>国民年金法第89条第2号 国民年金法施行規則第74条各号 生活保護法第1条（この法律の目的） 昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知</p>	<p>国民年金法第89条第2号に規定されている法定免除は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないとされています。</p> <p>法定免除が該当する生活保護法（昭和25年法律第144号）は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する目的であるとされており、日本国民に限定されているものとなっております。</p> <p>しかし、生活に困窮する外国人においても、昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知にて、「生活保護法第1条により、外国人は法の適用対象とはならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて必要と認める保護を行うこと」とされており、日本国民に限定されている保護の対象を、同法を準用し、予算措置として永住者、定住者等に拡大し、法律上の権利として保障されていない外国人に対し実施されています。</p> <p>以上のことを踏まえ、外国人に対して支給される生活の保護についても、日本国民のみに適用される生活保護法と同様の性質であるものと考えられることから、免除事由該当届を届出した外国人が、生活保護法に準用した行政措置による生活扶助を受給している場合は、国民年金法第89条第2号に該当するものとして取り扱うことが可能かご教示願います。</p>	<p>国民年金法第89条第2号より規定される法定免除は「生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。」とされています。</p> <p>また、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）（以下「社会局長通知」という）において「生活保護法（以下単に「法」という）第1条により、外国人は法の適用対象とならないものであるが、～一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて必要と認める保護を行うこと。」と示されています。</p> <p>このことから、外国人に対する生活保護の給付については、生活保護法に根拠を有さずに、行政措置として生活保護法上の保護の決定実施に係る取扱に準じて、外国人に対する生活保護の給付を行っているものです。</p> <p>したがって、社会局長通知に基づく生活保護を受けている外国人については、国民年金法第89条第2号に規定する法定免除には該当しないものです。</p>
	国民年金保険料免除理由該当・消滅届	4	法定免除について	<p>国民年金法第89条 国民年金法施行規則第75条</p>	<p>第1号被保険者の資格喪失日以降の同月内に法定免除に該当する事象が発生した場合、喪失月の前月は法定免除に該当するの</p>	<p>被保険者が、国民年金法第89条各号（法定免除）の規定に該当した場合は、その該当するに至った日の属する月の前月から該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないこととされていますが、第1号被保険者の資格喪失後に法定免除の要件に該当した場合は、第1号被保険者の資格喪失した日の属する月の前月の保険料は法定免除となりません。</p> <p>（免除されない例）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡後に法定免除事由に該当した場合 2. 60歳到達後に法定免除事由に該当した場合 3. 海外転出後に法定免除事由に該当した場合

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理番号	質問		回答	
			案件	照会に関連する法令、条文		
	国民年金保険料免除申請書	1	失業等を理由とする国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る添付書類について	国民年金法第 90 条、第 90 条の 2、国民年金法施行規則第 77 条の 7 平成 18 年 10 月 13 日庁保発第 1013001 号	失業等を理由とする国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る添付書類について照会します。 A. 事業主以外の者 1. 雇用保険の被保険者であった者 雇用保険受給資格者証の写し等公共職業安定所が発行した書類 2. 雇用保険の適用除外となる国、都道府県、市町村等に雇用される者 当該雇用先の国等が証明した書類 3. 1. 2. 以外の者 離職の事実を確認できる事業主の証明書及び個人住民税に関する書類 (1) 離職により特別徴収から普通徴収に切り替わった場合 そのことがわかる納税通知書の写し又は領収書の写し (2) 特別徴収であったが、残額を離職時に一括徴収した場合 その旨が記載された事業主の証明書又はそのことが確認できる給与明細書等の写し (3) もともと普通徴収であった場合 離職以前の納税通知書の写し又は領収書の写し (離職時に普通徴収対象者であったことを確認するため) (4) 住民税が非課税の場合 市区町村で発行される非課税証明書 A. 事業主以外の者 3. (3) (4) について、現在は上記の添付書類を求めています。「国民年金保険料の免除等に係る適切な事務処理の徹底について（通知）」（平成 18 年 10 月 13 日庁保発第 1013001 号）の内容でも、(2) と同じ取扱い（その旨が記載された事業主の証明書等があれば、納税通知書等の写し、非課税証明書の写しなどは不要）でよいのではないかと考えます。 B. 法人事業所の事業主 1. (1) 総合支援資金貸付制度申請時の添付書類の写し及び決定通知書の写し (2) 事業の休止又は廃止の事実が確認できる公的機関の証明書 （事業主によって作成された各種届書に公的機関の受付印があるもの又は発行したことを証する記載があるものは可） 2. 1. で事業の休止又は廃止の事実が確認できない者 A. 3. と同じ ※法人事業所の事業主として、事業主個人の離職の事実を証明する証明書でも可。 清算人が事業主本人以外（破産管財人である弁護士など）であればその清算人が離職の事実を証明した証明書と住民税関係書類をもって特例認定としていました。しかし、疑義照会回答によると法人事業所の事業主として事業主個人の離職の事実を証明する証明書で特例認定としても問題ないと読み取れることから、2. の添付書類まで求める必要はないと考えます。	失業等を理由とする免除等の申請に係る添付書類については、平成 18 年 10 月 13 日庁保発第 1013001 号に記載されており、公共職業安定所等公的機関が発行する書類等によって失業等の事実が確認できない場合において、納税通知書等が添付された事業主の証明書等により失業等の事実確認ができることを規定しています。 本件の場合、申請者が「もともと普通徴収であった場合」と「住民税が非課税の場合」については、納税通知書又は非課税証明書によりその事実を証明できない場合であっても、事業主の証明書により失業等の事実確認ができるのであれば、納税通知書等の写しを添付する必要はありません。 また、法人事業所の事業主本人が作成した失業等の事実を証明する証明書についても失業等の事実確認ができるのであれば、当該証明書により失業等の事実があったものとして判断することは可能です。
	国民年金保険料免除申請書	2	住所変更による世帯構成変更があった際	国民年金法第 90 条、第 90 条の 2 平成 21 年 12 月	住所変更による世帯構成変更があった際の国民年金保険料免除・納付猶予に係る事務取扱いについて、「婚姻・離婚等により、免除申請前に世帯変更があった場合、変更前の世帯状況を市町村役場から証明し	婚姻・離婚以外の世帯構成の変更（転居、世帯分離等）が確認された場合は、実態に基づき変更の前で個別に審査・処分を行うことが必要と考えられます。

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理番号	質問		回答	
			案件	照会に関連する法令、条文 内容		
			の国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る事務取扱いについて	28 日厚生労働省告示第 529 号	てもらい、世帯変更前後それぞれの対象者で所得審査を行う。市町村役場から世帯構成変更前の証明が得られない場合、申請者から世帯構成変更前の申立書、対象者の所得証明書の提出を求め、それに基づき審査を行う。」との疑義照会回答がありました。婚姻だけでなく、転入、転居前の世帯状況の証明を得ることは、当県では不可能な市町村役場がほとんどであり、申立書等による対応になると思われます。 また、免除申請時点で承認可能期間内に住所変更があった場合、婚姻・離婚の場合に限らず、実家から独り暮らしとなった方など、全てにおいて世帯構成の変更が疑われますが、過去の疑義照会では婚姻・離婚に伴う世帯構成の変更（配偶者の有無）の場合しか言及されていません。 婚姻・離婚を伴わない住所変更による世帯構成の変更（世帯主の変更）の場合も、上記と同じ取扱いを行う必要があるのでしょうか。	厚生労働省告示第 529 号に定められた期間内において世帯構成の変更があった場合は、申請書の備考欄に記入する様式となっており、記入のあった場合は、その事実を確認した上で審査を行う必要がありますが、変更前の配偶者及び世帯主の所得状況を市町村で証明できない場合は、申請者に対し確認できる書類を提出していただき審査を行うことになり、審査すべき免除申請の範囲については、告示上に明記された期間内のうち当該変更の前後で個別に処分を行うこととなります。 また、市町村証明等により世帯変更が判明したにもかかわらず、世帯状況等の確認ができなかった場合は、被保険者に書類の返戻等を行った上で、世帯変更の申立及び所得状況を明らかにする書類を提出していただき審査することになります。 なお、申請者等による世帯状況等が変更した旨の申立については、免除申請書の備考欄を活用していただくほか、申立書等を使用されても問題ないと思料されます。
	国民年金保険料免除申請書	3	国民年金保険料免除審査の「分離長期譲渡所得」の取扱いについて	国民年金法第 90 条、第 90 条の 2 国民年金法施行令第 6 条の 11、第 6 条の 12 地方税法附則第 34 条第 4 項、第 5 項 所得税法第 33 条第 3 項	国民年金保険料の申請免除について、分離長期譲渡所得に係る特別控除は、審査に当たり所得額から控除できるかどうかご教示願います。	分離長期譲渡所得に係る特別控除については、国民年金法施行令第 6 条の 11 及び 12 に明記されておらず、同条の適用を受けるとは解されないため、国民年金保険料免除における所得額については特別控除前の金額により審査をすることになります。
	国民年金保険料免除申請書	4	国民年金保険料免除の特例認定に係る失業の確認書類について	平成 15 年 3 月 31 日庁保険発第 16 号 平成 18 年 10 月 13 日庁保険発第 1013001 号	失業を理由とする申請免除に係る要件審査について、地方務局が証明する「閉鎖事項全部証明書」は、事業の休止又は廃止の事実及びその年月日を確認できる公的機関が証明する書類として取り扱ってはいかがでしょうかご教示願います。	「閉鎖事項全部証明書」は、設立された法人会社が解散等により、登記簿が閉鎖されたことを証明する書類であることから、事業の休止又は廃止の事実を確認できる公的機関の証明書に該当します。ただし、法人会社の移転等により別の法務局の管轄になった場合にも「閉鎖事項全部証明書」が交付されますので、内容の確認が必要になります。 本件の場合、「閉鎖事項全部証明書」の他に「雇用保険被保険者離職票」等の公的機関が交付する証明書により、失業の事実を確認することができます。
	国民年金保険料免除申請書	5	収監中の国民年金保険料免除の継続申請者の取扱いについて	国民年金法施行規則第 77 条第 3 項 平成 18 年 9 月 27 日庁保険発第 0927002 号	国民年金保険料免除の継続申請について、所得未申告の場合は、継続申請者あてに案内文書（期限内に返信がない場合、継続申請者としての登録を取り消す等の説明がある文書）を送付し、返信がなかった場合は、継続申請者としての登録を取り消すことになっています。 収監中の継続申請者が住民票上の住所に居住しておらず、実質的に案内文書の内容を知ることができなかった等のため、期限内に返信が	国民年金保険料免除の継続申請について、引き続き同一の事由により申請を行う旨の申出があった場合については、国民年金法施行規則第 77 条第 3 項により、申請書の提出及び添付書類を要しないことと規定されています。 継続申請者等が未申告者である場合の取扱いについては、「免除等の申請者等が所得に係る未申告者である場合の取扱いについて」（平成

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理 番号	質問		回答
			案件	照会に関連する 法令、条文 内容	
				平成 18 年 12 月 22 日庁保険発第 1222002 号	できなかった場合も、継続申請者としての登録を取り消すべきでしょうか 18 年 12 月 22 日庁保険発第 1222002 号）により、市町村による税務申告の指導にもかかわらず、申請者がこれに応じなかった場合は、免除等の申請に係る形式的な要件に不備があることを理由に、申請を却下することになります。 なお、継続申請者の所得が確認できない等により案内文書を送付した場合に、当該案内で指定した期限までに回答がない方については、継続免除者としての登録を取り消してください。（「継続免除登録を取り消した場合における被保険者あての通知様式について」（平成 18 年 9 月 27 日庁保険発第 0927002 号）） また、当該申請者が不在等により案内文書の送達ができない場合は公示送達を行う必要がありますが、公示送達の具体的な取扱いについては、機構本部において検討中のため、追って指示・依頼を發出します。
	国民年金保険料免除申請書 国民年金保険料・納付猶予申請書	6	国民年金保険料免除審査の「先物取引の所得」に関する額の計算方法について	国民年金法第 90 条、第 90 条の 2 国民年金法施行令第 6 条の 11、第 6 条の 12 地方税法附則第 35 条の 4 第 4 項	国民年金保険料の申請免除に係る所得額の計算方法について、「先物取引繰越控除」は一部免除の審査に当たり所得額から控除できるかどうか、ご教示願います。 国民年金保険料の免除等申請書に係る所得等を審査する場合で、全額免除については、国民年金法施行令第 6 条の 11 に「地方税法第 313 条第 8 項及び第 9 項の規定による控除前の同条第 1 項に規定する総所得金額、…の合計額とする。」と規定されています。 この場合の総所得額には、退職所得金額や山林所得金額の他に事業所得、不動産所得、給与所得又は雑所得が該当し、先物取引に係る所得についても雑所得とみなされます。 本来、総所得額は上記事業所得以下の所得については、繰越控除を受けている場合は、その控除後の金額を示していますが、国民年金法施行令第 6 条の 11 には、「控除前の同条第 1 項に規定する総所得金額」と規定されていることから、先物取引の所得において先物取引控除があったとしても、控除する前の金額にて審査することになります。 次に、多段階免除等については、国民年金法施行令第 6 条の 12 に「地方税法第 313 条第 1 項に規定する総所得金額、…の合計額とする。」と規定されており、この場合の総所得金額については、繰越控除を受けている場合は、繰越控除後の金額を示すことから、先物取引の所得においては、先物取引控除した後の金額にて審査することになります。 地方税法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額については、「他の所得と区分した上で個別に 100 分の 3 に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課し、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす」と規定されており、多段階免除等を審査する場合における他の所得について、先物取引において生じた損失を控除できないことが記載されています。 よって、本件の場合は、全額免除に該当しませんが、多段階免除等には該当することになります。

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理 番号	質問		回答	
			案件	照会に関連する 法令、条文		
	国民年金保険料免除申請書	7	税制改正に伴う国民年金法に係る所得額の計算方法の変更の有無について	—	税制改正により、「上場株式等の配当所得の申告分離課税」が創設されたため、平成 22 年から分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得が総所得金額から除かれることとなる。 被保険者等が総合課税とするか分離課税とするかを選択することで、総所得金額に差が生じることとなるが、免除審査にあたり、仮に上場株式等の配当所得について分離課税を選択した場合、分離課税を除く総所得金額によることになるのか。	国民年金法施行令第 6 条の 10 に規定される「所得」の範囲については、今般の税制改正に伴う改正は行われなことから、上場株式等の配当所得の申告分離課税を選択した者に係る配当所得については、「所得」から除かれることとなります。
	国民年金保険料免除申請書	8	すでに多段階免除が承認されている者の特例による再申請について	—	平成 21 年 8 月 1 日に免除申請をし、多段階免除が承認となっている被保険者から、平成 21 年 10 月末に離職したことにより雇用保険受給資格者証を添付し平成 22 年 2 月 1 日に再度免除申請が行われた。 この場合、再申請として取り扱い申請月の前月から特例認定を行うべきか、もしくは失業を事由とする申請が申請時期によって承認期間が相違しないために、失業日の前月まで遡及して特例認定を行うべきか、ご教示願います。 また、上記事例が継続申請で納付猶予が承認済みであった者の取り扱いについてもご教示願います。	国民年金法施行規則第 77 条の 8 第 3 項は、保険料の一部を納付することを要しないものとされた被保険者が、全額免除の申請を行ったときは、保険料免除取消の申請を行ったものとしてみなす規定となっています。 このため、平成 21 年 7 月から平成 22 年 6 月までの期間について、一部免除承認となっている被保険者が、平成 22 年 2 月 1 日に全額免除の申請を行った場合は、一部免除承認の取消申請を行ったものとみなし、国民年金法第 90 条の 2 第 4 項の規定により申請があった日の属する月の前月以後の全額免除の申請にかかる審査・処分を行うこととなるため、一部免除承認期間は、平成 21 年 7 月から平成 21 年 12 月までとなります。 また、平成 17 年 3 月 29 日付け庁保険発第 0329004 号「国民年金法等の一部を改正する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」により、特例免除に関する取扱いは、当該事由が生じた日の属する月の前月以降の期間となるため、本件に係る全額免除承認期間は、平成 22 年 1 月から平成 22 年 6 月までとなります。 なお、継続申請による若年者納付猶予にかかる取扱いも同様となります。
	国民年金保険料免除申請書	9	所在がわからない配偶者の所得審査について	—	免除の申請があった被保険者は、配偶者と別居し所在が不明な状態である。 過去の疑義照会回答により、「住民票が別であっても配偶者がいる場合は、免除の所得審査の対象とすべき」と回答されているが、所在がわからなく所得の確認できる書類を添付することができない場合の対応についてご教示願いたい。	国民年金保険料の免除等は、被保険者本人に加え、配偶者についても所得審査の対象とされています（国民年金法第 90 条等）。 単に、配偶者の所在が不明となっている場合、現行法上、離婚手続（注）を行わない限り、引き続き婚姻が継続しているものとして取り扱います。 したがって、所在不明となっている配偶者が所得申告をしていないために所得の確認ができない場合は、免除の要件に不備があることを理由として却下処分を行うこととなります。 （注）離婚手続について ① 現行法上、離婚の方法は、協議離婚（民法第 763 条、第 764 条）、調停離婚（家事事件手続法第 268 条第 1 項）、審判離婚（家事事件手続法第 284 条第 1 項）、裁判離婚（民法第 770 条）及び裁判上の和解・認諾による離婚の 5 種類がある。離婚しようとする場合は戸籍法に基づき届出することを要する（戸籍法第 76 条、第 77 条）。 ② 夫婦の身分関係は、民事法等において基本となる関係であり、公

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理 番号	質問		回答
			案件	照会に関連する 法令、条文 内容	
					<p>共的性質を有しているものであるため、離婚にあたっては、画一的に身分関係を確定するための対世効(※)を持たせることが必要であり、これを担保するため、人事訴訟法等の法令に基づく手続によることが必要とされていること。</p> <p>③ 離婚原因の事実認定においては、当事者による申立てだけでは足りず、当事者及びその利害関係人等に対し、人事訴訟法等に基づく詳細な調査が実施されている。</p> <p>(※) 対世効とは、訴訟当事者だけでなく、第三者にも認められる判決の効力</p>
2014/07/17 更新	国民年金保険料免除申請書	10	免除申請書において市町村で確認する地方税法上の障害者・寡婦の取扱いについて	<p>—</p> <p>平成 22 年 7 月に平成 22 年度の免除申請を行った被保険者が、前年は寡婦であり寡婦特例控除を受けていたが本年 2 月に婚姻したことにより今年度の免除申請時点では寡婦でなくなっている場合、市町村確認欄の地方税法上の障害者・寡婦の欄は前年の所得内容にあわせて寡婦として取り扱うべきか。</p> <p>または、免除申請時点では婚姻していることから寡婦には該当しないものとして取り扱うべきか。</p>	<p>国民年金法（以下「国年法」という。）第 90 条第 1 項において「次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請があった日以後、当該保険料に係る期間を第 5 条第 4 項に規定する保険料全額免除期間に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。」と、さらに、第 1 号において、「前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。」と規定されており、世帯主及び配偶者の認定や所得要件の判定は、いずれも被保険者等から免除の申請があった時点において行われることとなります。</p> <p>したがって、申請に対する審査を行う場合、配偶者の所得審査は必要となりますが、被保険者は前年の 12 月 31 日現在において寡婦であったことから、国年法 90 条第 1 項第 1 号のみならず、第 4 号に規定する寡婦（国民年金法施行令第 6 条の 8 で規定する額）であるものとして審査することとなります。</p>
	国民年金保険料免除申請書	11	国民年金法（60 年改正前）第 7 条第 2 項第 8 号に規定する学生について	<p>—</p> <p>昭和 42 年 4 月から昭和 46 年 3 月まで独立行政法人水産大学校に在籍していた。独立行政法人水産大学校は学校教育法第 52 条に規定する大学ではないが、昭和 44 年頃、人事院より「大学と同等の学校」と指定を受けている（水産大学校に確認済）。</p> <p>上記の者は、学校教育法第 52 条に規定する大学と同等の学校に在籍していたとして、国民年金法（60 年改正前）第 7 条第 2 項第 8 号口に規定する学生とすることができるか。</p>	<p>昭和 61 年 3 月以前の旧国民年金法における被保険者とは、旧国民年金法第 7 条第 1 項に「日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者」と規定されており、同法同条第 2 項各号に「被保険者の適用除外となる者」について規定されています。</p> <p>本件については、昭和 61 年 3 月以前の大学生の適用除外に係るご照会ですが、適用除外となる大学生は、旧国民年金法第 7 条第 2 項第 8 号の口に「学校教育法第 52 条に規定する大学及び同法第 69 条の 2 第 2 項に規定する短期大学並びにこれらに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの」と規定されており、同文中、並びに以降に記載されている「～これらに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの」とは、厚生省告示に基づき別途告示された学校でなければなりません。</p> <p>したがって、ご質問にある昭和 44 年当時在学していた学校は、学校教育法第 52 条に規定する大学でないこと、また、厚生省告示による大学に該当しないことから、大学生と認めることはできません。</p>

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理番号	質問		回答
			案件	照会に関連する法令、条文 内容	
	国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書	1	免除の取消申請の取消期間について	国民年金法第 90 条第 3 項 国民年金法第 90 条第 3 項	<p>国民年金法第 90 条第 3 項の趣旨は、同条第 1 項により免除を承認された期間について、同処分を取り消す場合に、効果を遡って申請時に認められた時点まで取り消すと納付期限を超過して未納となってしまう期間が発生してしまうため、前月以降の期間を取り消すことができることを規定しています。</p> <p>同法第 90 条第 3 項には、「…当該申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。」と規定されていることから、申請日の属する月の前月以後の各月については任意で免除期間を取り消すことができます。</p> <p>ただし、免除取消の始期は申請があった日の属する月の前月以後の任意の月を指定できますが、当該任意の月以後は免除対象の終期まで取り消すこととなります。</p> <p>なお、国民年金法第 90 条の 2 第 4 項（多段階免除）及び国民年金法平成 16 年改正法附則第 19 条第 3 項（若年者納付猶予）についても同様の取扱いとなります。</p>
	国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書	2	学生納付特例被保険者の取消申請における法的根拠について	—	<p>国民年金法第 90 条及び第 90 条の 2 の規定による処分を受けている被保険者が当該処分の取消申請を行う場合の取扱いについては、同条に規定されており、「当該申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。」と規定されています。</p> <p>一方、国民年金法第 90 条の 3 の規定による処分を受けている被保険者が当該処分の取消申請を行う場合の取扱いについては、国民年金法施行規則第 77 条の 9 第 3 項に規定されており、学生納付特例の承認を受けている学生等である被保険者又は学生等であった被保険者が保険料を納付することを目的として当該処分の取消申請を行った場合は、当該処分全体を取消することとなります。</p>

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	国民年金保険料学生納付特例申請書	1	学生納付特例不該当届について	国民年金法第 90 条の 3 国民年金法施行規則第 77 条の 9	<p>学生納付特例不該当届の「学生でなくなった日」については、疑義照会の回答により、退学の場合は、退学した日までは学生であったものであることから、退学した日の翌日が該当するとされています。</p> <p>また、退学の場合においては、退学した日までは学生であることから、退学した日が属する月までは学生である期間又は学生であった期間として、学生納付特例が承認されることになるとされています。</p> <p>学生納付特例不該当届が退学により提出された場合、業務処理マニュアルによると、学生でなくなった日の翌月分から保険料の納付義務が発生することとされているため、疑義照会の回答のとおり学生でなくなったときを退学した日の翌日と解釈すると、退学の日が月末の場合、翌々月から保険料が発生することになると思われます。</p> <p>しかし、過去の疑義照会回答によると、退学した日が属する月までが学生である期間又は学生であった期間として、学生納付特例が承認されるため、退学した日の属する月の翌月から保険料が発生するため、解釈の仕方によって1ヵ月の差が生じてしまいます。</p> <p>そのため、月末退学の場合の学生納付特例不該当届の取扱いについてどのように取り扱えばよいかご教示願います。</p>	<p>国民年金法第 90 条の 3 には、学生納付特例期間について「学生等である期間又は学生等であった期間に限る。」と規定されていることから、学生等である期間又は学生等であった期間までが学生納付特例期間であると判断できます。</p> <p>したがって、学生納付特例を承認されている学生等から退学等により学生納付特例不該当の届出があった場合は、学生であった月の翌月分から国民年金保険料の納付義務が発生することになります。</p>
	国民年金保険料学生納付特例申請書	2	学生納付特例承認期間中に厚生年金保険の得喪後、国民年金被保険者資格を再取得した場合の取扱いについて	国民年金法第 90 条の 3	<p>平成 15 年 4 月から平成 16 年 3 月まで学生納付特例承認期間である方が、平成 15 年 7 月 1 日から厚生年金保険の被保険者資格を取得し、国民年金の被保険者資格を喪失したため、平成 15 年 7 月以降の学生納付特例が取り消されました。その後、平成 15 年 7 月 23 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、国民年金の被保険者資格を再取得し保険料を納付していましたが、一部、未納期間になりました。</p> <p>学生納付特例として承認されていた期間のうち、保険料を納付している期間についてはそのまま納付済期間とし、未納期間について、学生納付特例承認期間として記録を追加することができるでしょうか。</p>	<p>国民年金保険料免除等承認者が、当該承認期間中に種別変更により国民年金被保険者の資格喪失した後に、再度国民年金の資格を取得し、引き続き学生であった場合の国民年金保険料の取扱いについては、国民年金保険料免除等承認期間中であれば、再取得以降の月分についても免除等の処理を行うことが可能です。</p> <p>この取扱いについては、学生納付特例についても同様ですので、再取得した後の期間について学生納付特例承認期間として記録追加してください。</p> <p>ただし、当該期間に保険料が納付されている場合は、過誤納処理を行った上で、納付を希望される場合は追納を勧奨してください。</p> <p>なお、当該被保険者が保険料を納付することを目的として学生納付特例の承認を希望されない場合は、改めて学生納付特例取消申請書を提出していただくことにより、承認されている学生納付特例について取り消すことが可能になります。</p>

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理 番号	質問		回答	
			案件	照会に関連する 法令、条文 内容		
	国民年金保険料還付請求書	1	遺言により受遺者となった従兄弟からの国民年金保険料還付請求について	国民年金法施行令第9条第1項 国民年金法施行規則第80条第1項、第2項 民法第887条、第889条、第890条、第964条、第990条、第1006条、第1010条、第1012条	被保険者が死亡した場合の前納保険料の還付請求は、国民年金法施行令第9条第1項により、被保険者の相続人が行うこととされています。 通常、被相続人の従兄弟は相続人とはなりません。遺言により受遺者となった従兄弟が国民年金保険料の還付請求を行うことは可能でしょうか。	国民年金保険料を前納した被保険者が死亡した場合の還付については、国民年金法施行令第9条第1項により、死亡した被保険者の相続人の請求に基づき行うことになっていることから、被相続人の遺言により受遺者になる者についても、保険料の還付請求を行うことができることから、本件の遺言により受遺者となった従兄弟については、保険料還付請求を行うことができます。 なお、特定の財産を指定して与える「特定遺贈」による特定受遺者の場合については、遺言により還付となる保険料の対象年月等について指定がない限り、請求者となることはできません。
	国民年金保険料還付請求書	2	死亡者に係る還付請求権について	民法第739条、第890条	以下の例の場合、被保険者が死亡した当時夫であった方は、再婚後に判明した国民年金保険料の還付請求についても国民年金保険料の還付請求権者となるでしょうか。 <例> 平成10年4月 被保険者死亡 平成20年7月 被保険者の死亡した当時夫であった方が再婚 平成25年2月 被保険者の年金記録が、厚生年金保険加入期間と国民年金加入期間で重複していたことが判明したことにより、国民年金保険料還付決定決議される。	民法第890条において、「被相続人の配偶者は、常に相続人となる。」と規定されていることから、相続開始時に配偶者であれば、後に再婚したとしても元配偶者の相続人になるため、元配偶者の国民年金保険料の還付請求権者となります。 ただし、配偶者には内縁関係の者は含まれません。（民法第739条）

疑義照会回答（国民年金 保険料）

掲載日	区分	整理 番号	質問		回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	
	その他	1	成年後見人に 国民年金保険 料納付書等の 別送扱いがで きるか	—	<p>民法に、 （成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮） 第八百五十八条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。</p> <p>（財産の管理及び代表） 第八百五十九条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。 2 第八百二十四条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。 とあります。</p> <p>また、口語民法（補訂4版）自由国民社P411に ① 後見人は、後見される者の財産を管理し、またその財産に関する取引その他の行為について、後見されるものに代わって代理人として行動できる。 ② 略 とあります。</p> <p>このことから、国民年金保険料の支払い、免除申請等が財産の管理に当たるかどうかということが問題になると思われれます。 国民年金保険料の支払い、免除申請等は被保険者にとって、現在も将来的にも重要な関心事であり、その支払い等は広い意味での財産の管理になると判断します。</p> <p>したがって、「登記事項証明書又は審判書の原本を添付してもらい成年後見人であることを証明してもらおう。成年後見人ということがわかれば納付書等の別送扱いができる。」と結論します。 上記のとおりですが、取扱いについて通知、諸規定等に明示されていないため、機構本部へ照会いたします。</p>